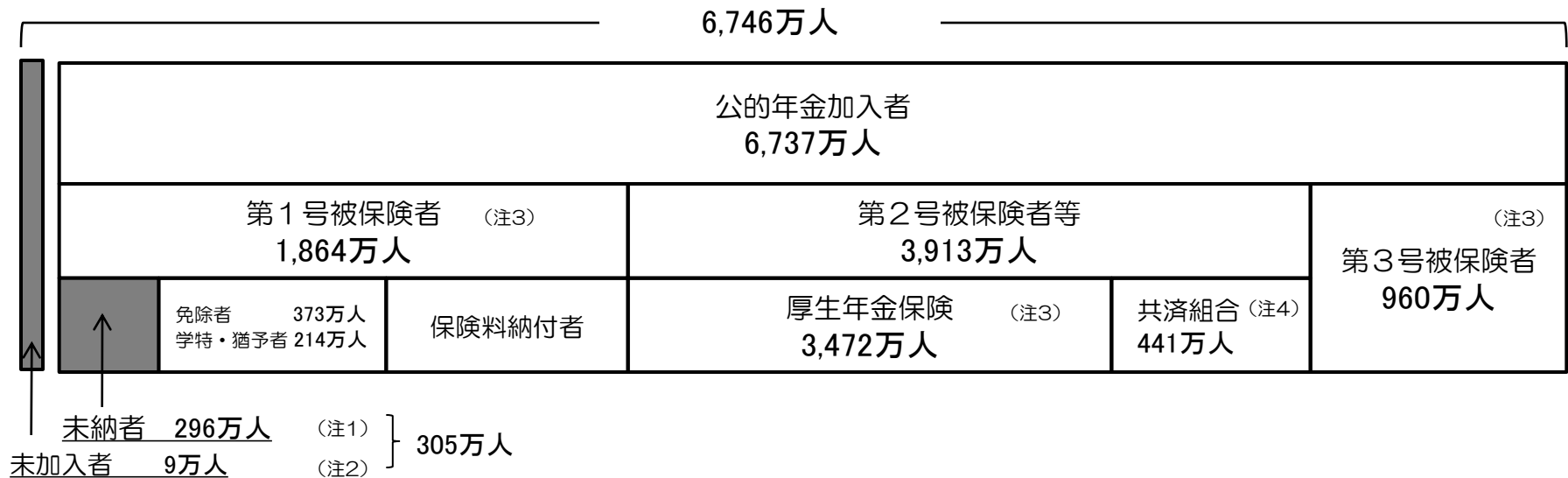


公的年金制度等の適正な運営に必要な経費 （保険料納付手数料等）

公的年金制度全体の適用・納付状況について

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約296万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）

《公的年金加入者の状況（平成24年度末）》



注1) 未納者とは、24か月（平成23年4月～25年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 平成16年度までの公的年金加入状況等調査の結果に基づき推計した数値を用いている。

3) 平成25年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（29万人）が含まれている。

4) 平成24年3月末現在。

5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

6) 平成25年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成23年4月～25年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

国民年金保険料の収納対策

低迷が続いていた国民年金保険料の納付率については、2年連続で回復傾向にあり、昨年度は当面の目標であった60%（現年度保険料分）をようやく上回る見通し。

納付意欲の喚起

- 周知広報、若者などへの年金教育等（地域や学校でのセミナー開催 など）

納めやすい環境の整備

- 口座振替の促進、クレジットカードやコンビニ納付の導入、前納割引の拡充等

滞納者には

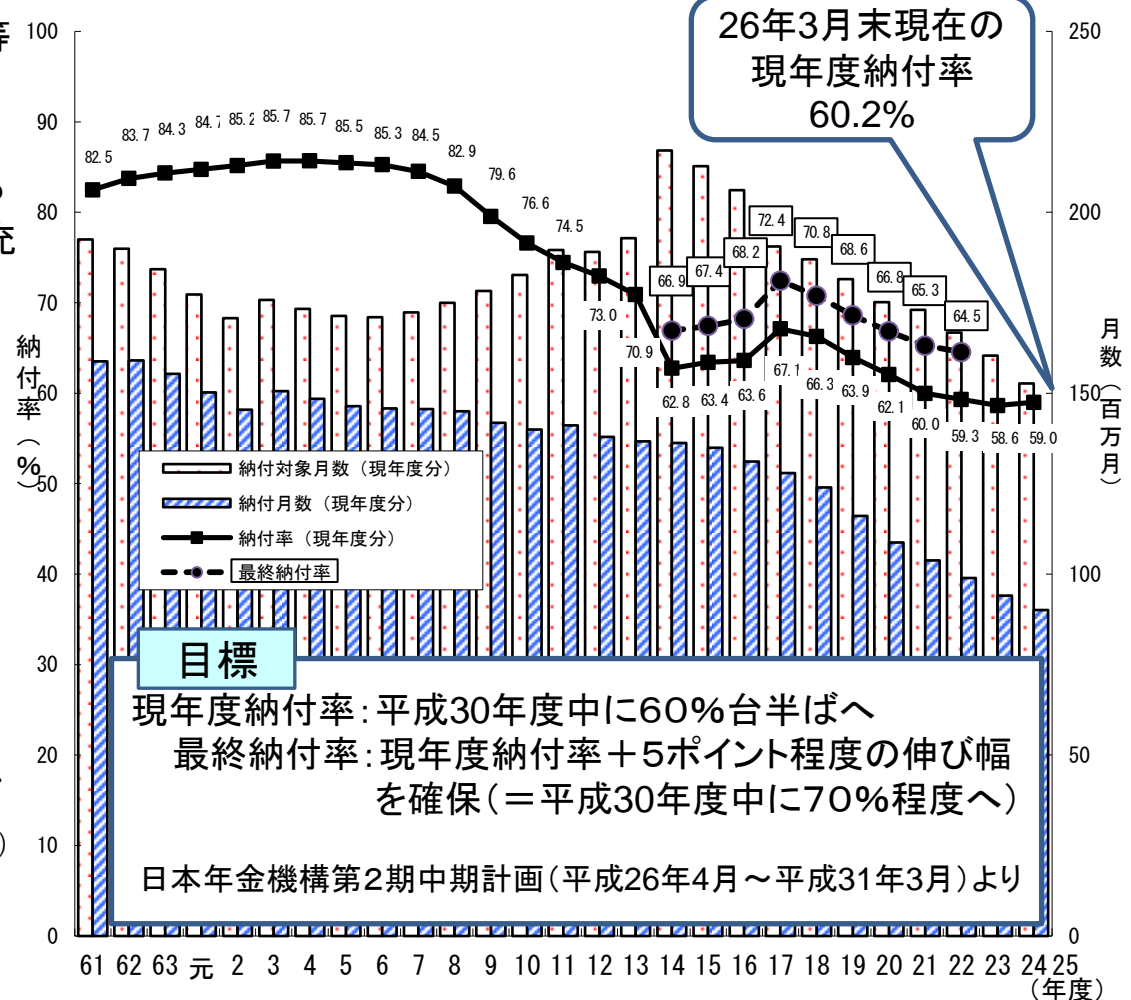
納付督促、免除勧奨

- 民間事業者（市場化テスト業者）も活用し、文書・電話・戸別訪問による納付督促や免除勧奨

強制徴収

- 強制徴収の強化・徹底

※ 平成26年度は、控除後所得400万円以上、未納月数13ヶ月分以上の滞納者を対象
対象者数：6.9万人（平成24年度実績）
→14万人（平成26年度予定）



○ 納付猶予制度の対象者の拡大など、納付率の向上方策等を内容とする法律が通常国会で成立

国民年金保険料の収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
22年度末 23年度末 24年度
36% → 36% → 35%
500万人 475万人 451万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- クレジットカード納付の導入（利用状況）（H20.2～）
22年度 23年度 24年度
103万件 → 118万件 → 126万件
- コンビニ納付の導入（利用状況）（H16.2～）
22年度 23年度 24年度
1,164万件 → 1,223万件 → 1,316万件
- インターネット納付の導入（利用状況）（H16.4～）
22年度 23年度 24年度
41万件 → 40万件 → 41万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成24年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

文書

H22年度 2,574万件
H23年度 2,579万件
H24年度 4,517万件

電話

H22年度 2,587万件
H23年度 4,060万件
H24年度 5,260万件

戸別訪問（面談）

H22年度 314万件
H23年度 465万件
H24年度 576万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	22年度	23年度	24年度
最終催告状	24,232件	30,045件	68,974件
督促状	10,583件	17,615件	34,046件
財産差押	3,379件	5,012件	6,208件

- ・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
- ・督促状、財産差押の件数は、平成25年3月末現在

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

○市場化テストによる外部委託（H17.10～達成目標設定）

（実施対象事務所数）		（督促件数）	
H18年度	35か所	H18年度	255万件
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件
H22年度	312か所	H22年度	3,436万件
H23年度	312か所	H23年度	5,227万件
H24年度	312か所	H24年度	6,500万件

免除等の周知・勧奨

年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

厚生年金保険の適用・徴収対策

厚生年金は、新設の事業所などを的確に把握し、適用漏れをなくすとともに、適用事業所から確実に保険料を納めていただくことが重要。

事業所の把握

把握した事業所の適用促進

保険料の確実な徴収

- ハローワーク、地方運輸局、地方整備局など関係機関との連携や、法務省の法人登記簿情報の活用により、事業所を把握。国税庁に、稼働中の法人に関する情報の提供を依頼中。
- 民間事業者を活用した加入勧奨や、年金事務所職員による加入指導等を強化
 - ・ 規模が大きく悪質な事業所を重点的な加入指導対象に指定
 - ・ 悪質な事業所は告発も視野に入れて加入指導（告発時には事業所名公表を予定）
- 適用事業所すべてを対象に、少なくとも4年に1度事業所調査を実施（平成24年度開始）
- 口座振替の利用促進等、納めやすい環境の整備
- 滞納事業所の常態化の防止、滞納事業所に対する強制徴収の徹底
 - ・ 早期の納付勧奨の実施、滞納処分（差押）による確実な滞納整理（国税庁委任スキームも活用）

適用状況・収納率の推移

（年度末現在）

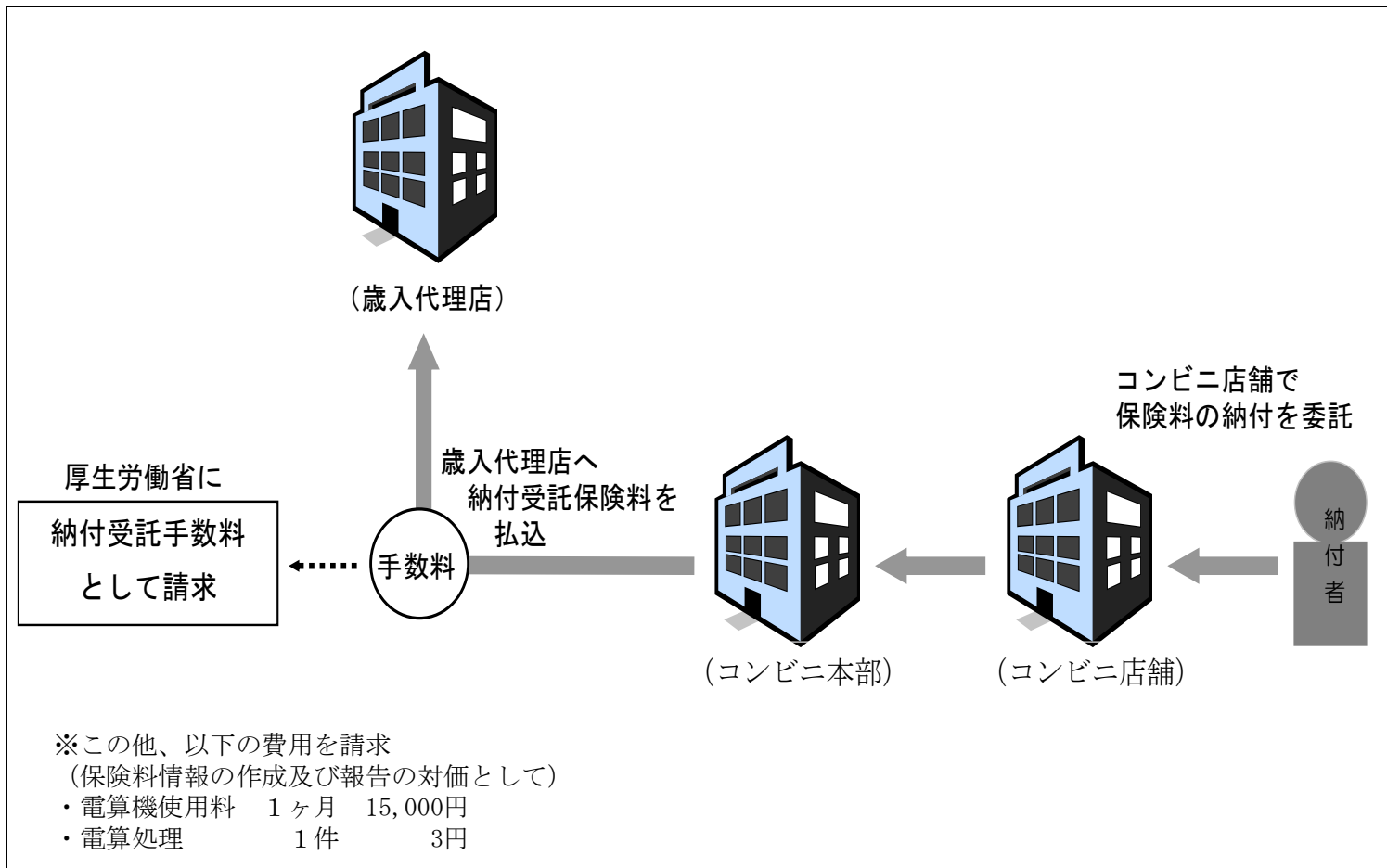
	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
適用事業所数	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
被保険者数	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
適用調査対象事業所数	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	387,840
保険料収納率（額ベース）	%	98.7	98.7	98.4	98.0	97.8	98.0	98.1
口座振替実施率	%	84.0	83.5	81.9	81.2	81.6	82.7	83.0

公的年金制度等の適正な運営に必要な経費（保険料納付手数料等）について

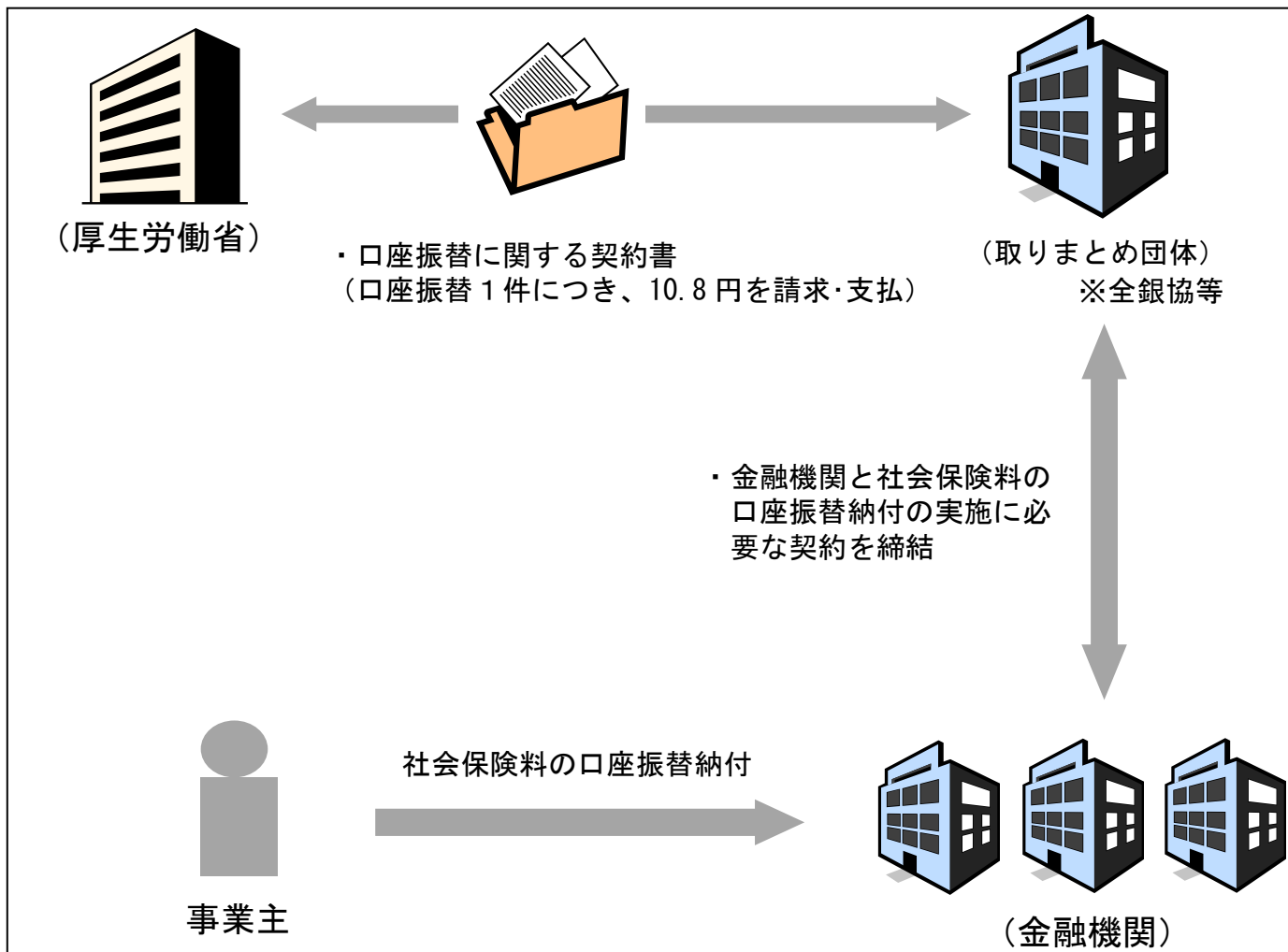
口座振替、コンビニエンスストアの窓口での納付の場合、それぞれ、金融機関、コンビニエンスストアに対して手数料を支払う必要があり、その経費を計上しているもの。

国民年金保険料のコンビニエンスストア納付

○ コンビニエンスストア納付 … 1件につき手数料51円



厚生年金保険料の口座振替納付



予算と執行に乖離が生じた主要因

国民年金保険料において、口座振替の利用や、金融機関・コンビニエンスストア等窓口における納付が当初見込みに比べ、低い水準にとどまっているが、これは、

- ① 保険料の納付率が伸び悩んでいること
- ② 金融機関・コンビニエンスストア窓口の納付については、後納制度の利用が予算積算上の見込みを下回ったこと（注）後納は、金融機関・コンビニエンスストア等窓口での納付しかできない。等によるものと考えられる。

納付方法ごとの予算の執行状況（平成25年度）

（単位：百万円）

納付方法		予算①	実績②	①－②
国民年金	口座振替	481	353	128 (27%)
	納付受託金融機関窓口等	158	73	85 (54%)
	コンビニエンスストア窓口	1,605	1,103	502 (31%)
	クレジットカード納付	164	221	-57 (-35%)
厚生年金	口座振替	181	177	4 (2%)
合計		2,589	1,927	662 (26%)

国民年金保険料の後納制度について

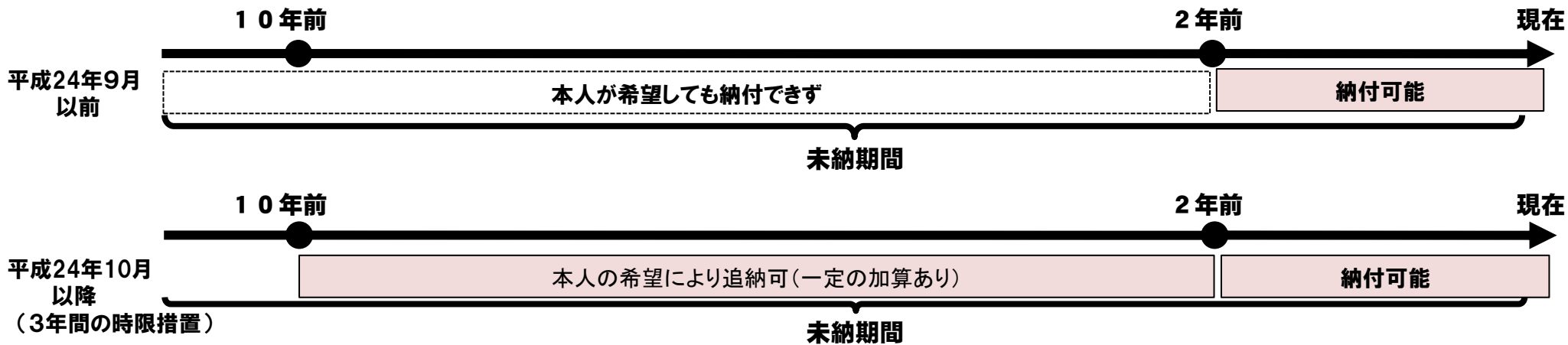
- 無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする制度（平成24年10月から3年間の時限措置として実施）。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

対象者：過去の未納期間を有する者（受給権者を除く。）

納付期限：保険料納付期限から10年間

保険料額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額
（現行の保険料免除期間に対する追納保険料額と同様に設定。）



- 本制度の利用見込み(平成22年2月厚生労働省推計)：約170万人程度
170万人×12月=2,040万月として予算積算

- 平成25年度において後納により納付された月数：約470万月

⇒利用見込みと実績の差分が不用額の要因となっている。